

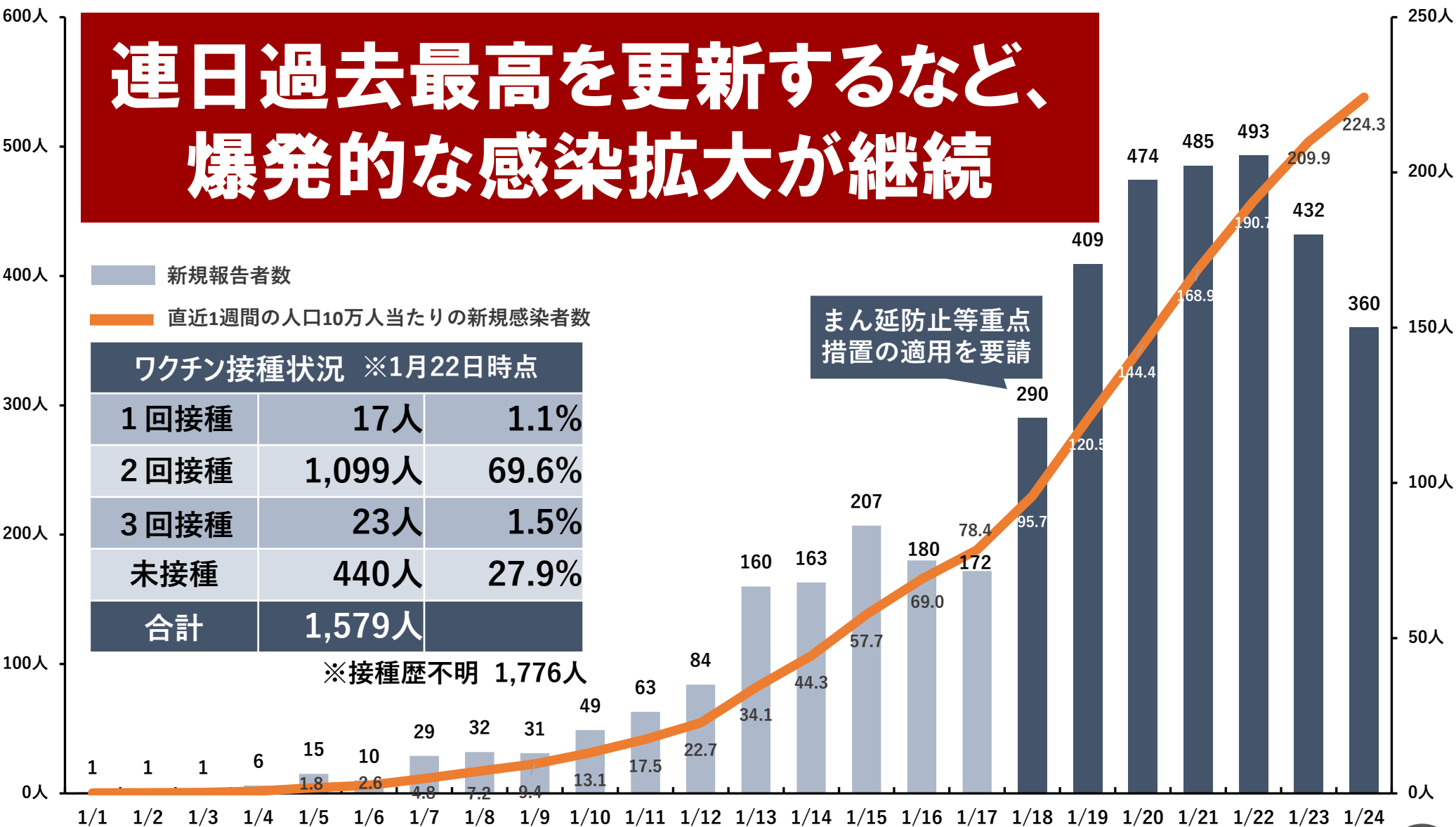
知事記者会見

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年1月25日

新規感染者数の推移

連日過去最高を更新するなど、爆発的な感染拡大が継続



県内の感染状況等について

※病床使用率は医療圏毎に以下の数値に基づき算出

上段 …緊急時病床数：561床（長崎：199床、佐世保：134床）
 (下段) …最大確保病床数：440床（長崎：152床、佐世保：98床）

1/24公表時点

県全体	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
病床使用率（※）	5.0% (6.4%)	5.0% (6.4%)	5.7% (7.3%)	8.0% (10.2%)	7.7% (9.8%)	9.8% (12.5%)	11.1% (14.1%)	13.9% (17.7%)	16.4% (20.9%)	18.7% (23.9%)	19.4% (24.8%)	20.3% (25.9%)	23.2% (29.5%)	23.2% (29.5%)	24.8% (31.6%)	26.9% (34.3%)	26.9% (34.3%)	27.5% (35.0%)
新規感染者数 (10万人/週)	29人 (4.8人)	32人 (7.2人)	31人 (9.4人)	49人 (13.1人)	63人 (17.5人)	84人 (22.7人)	160人 (34.1人)	163人 (44.3人)	207人 (57.7人)	180人 (69.0人)	172人 (78.4人)	290人 (95.7人)	409人 (120.5人)	474人 (144.4人)	485人 (168.9人)	493人 (190.7人)	432人 (209.9人)	360人 (224.3人)
療養者数（10万人/日） (入院+宿泊+自宅)	4.9人	7.3人	9.7人	13.2人	18.0人	23.9人	35.7人	47.5人	62.0人	74.4人	84.7人	104.9人	132.3人	165.0人	196.3人	227.1人	250.3人	268.6人

長崎市	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
病床使用率（※）	9.5% (12.5%)	9.0% (11.8%)	10.1% (13.2%)	15.1% (19.7%)	14.1% (18.4%)	14.6% (19.1%)	15.6% (20.4%)	17.6% (23.0%)	18.1% (23.7%)	20.6% (27.0%)	19.1% (25.0%)	19.1% (25.0%)	25.1% (32.9%)	21.6% (28.3%)	23.6% (30.9%)	25.6% (33.6%)	29.6% (38.8%)	30.7% (40.1%)
新規感染者数 (10万人/週)	9人 (6.6人)	14人 (10.0人)	17人 (14.2人)	25人 (20.0人)	14人 (22.0人)	14人 (24.2人)	40人 (32.5人)	43人 (40.8人)	73人 (55.2人)	56人 (64.8人)	89人 (80.4人)	60人 (91.7人)	155人 (126.1人)	176人 (159.4人)	185人 (194.1人)	155人 (214.1人)	183人 (245.2人)	167人 (264.2人)
療養者数（10万人/日） (入院+宿泊+自宅)	6.6人	10.0人	14.2人	20.3人	23.7人	26.6人	35.9人	45.2人	60.6人	71.1人	87.3人	99.0人	133.2人	172.3人	211.7人	241.5人	269.6人	293.8人

佐世保市	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
病床使用率（※）	1.5% (2.0%)	2.2% (3.1%)	3.0% (4.1%)	5.2% (7.1%)	5.2% (7.1%)	9.7% (13.3%)	13.4% (18.4%)	18.7% (25.5%)	27.6% (37.8%)	31.3% (42.9%)	34.3% (46.9%)	41.0% (56.1%)	41.8% (57.1%)	42.5% (58.2%)	38.8% (53.1%)	45.5% (62.2%)	36.6% (50.0%)	38.8% (53.1%)
新規感染者数 (10万人/週)	7人 (3.3人)	4人 (4.9人)	6人 (7.4人)	7人 (10.3人)	36人 (25.1人)	32人 (37.8人)	55人 (60.4人)	48人 (77.3人)	72人 (105.3人)	69人 (131.2人)	33人 (141.8人)	114人 (173.9人)	102人 (202.7人)	121人 (229.8人)	109人 (254.9人)	164人 (292.7人)	102人 (306.3人)	75人 (323.6人)
療養者数（10万人/日） (入院+宿泊+自宅)	3.3人	4.9人	7.4人	10.3人	25.1人	37.4人	60.0人	79.4人	106.9人	133.6人	143.5人	187.5人	219.6人	259.0人	295.6人	348.7人	381.1人	400.0人

			県レベル0	県レベル1	県レベル2		県レベル3	県レベル4
					県レベル2-I	県レベル2-II		
指標	病床使用率	病床全体	—	10%以上 (56床以上)	20%以上 (112床以上)	35%以上 (196床以上)	50%以上 (280床以上)	100%以上 (561床以上)
		重症者 用病床	—	10%以上 (4床以上)	20%以上 (8床以上)	35%以上 (14床以上)	50%以上 (20床以上)	100%以上 (40床以上)
参考指標	新規感染者数		—	98人/週 以上 (14人/日以上) (7.38人/10万人/週)	196人/週 以上 (28人/日以上) (14.7人/10万人/週)	343人/週 以上 (49人/日以上) (25.8人/10万人/週)	490人/週 以上 (70人/日以上) (36.9人/10万人/週)	994人/週 以上 (142人/日以上) (74.9人/10万人/週)
	療養者数 (入院+宿泊+自宅)		—	145人/日 以上 (11人/10万/日以上)	290人/日 以上 (22人/10万/日以上)	509人/日 以上 (38人/10万/日以上)	727人/日 以上 (55人/10万/日以上)	1,457人/日 以上 (110人/10万/日以上)

入院医療の状況について

1月24日公表時点の入院患者数と病床利用率(医療圏別)

※ 上段 …緊急時病床数
(下段) …最大確保病床数

医療圏	長崎	佐世保 県北	県央	県南	本土 計	五島	上五島	壱岐	対馬	合計
入院 患者数	61	52	22	11	146	4	3	1	—	154
病床数※	199 (152)	134 (98)	92 (69)	43 (35)	468 (354)	25 (23)	19 (17)	22 (21)	27 (25)	561 (440)
病床 利用率※	30.7% (40.1%)	38.8% (53.1%)	23.9% (31.9%)	25.6% (31.4%)	31.2% (41.2%)	16.0% (17.4%)	15.8% (17.6%)	4.5% (4.8%)	0.0% (0.0%)	27.5% (35.0%)

フェーズ	緊急時 (レベル1)	—	1	4	4	1	—
------	------------	---	---	---	---	---	---

●入院患者：重症0名、中等症・軽症154名

全感染者数：10,282名

●宿泊施設療養者：256名 ●自宅療養者：2,464名 ●調整中：540名

●回復者数：6,684名 (その他：110名)

●死亡者数：74名 (80代以上が約7割)

市町別発生件数(1/1~1/24 公表分)

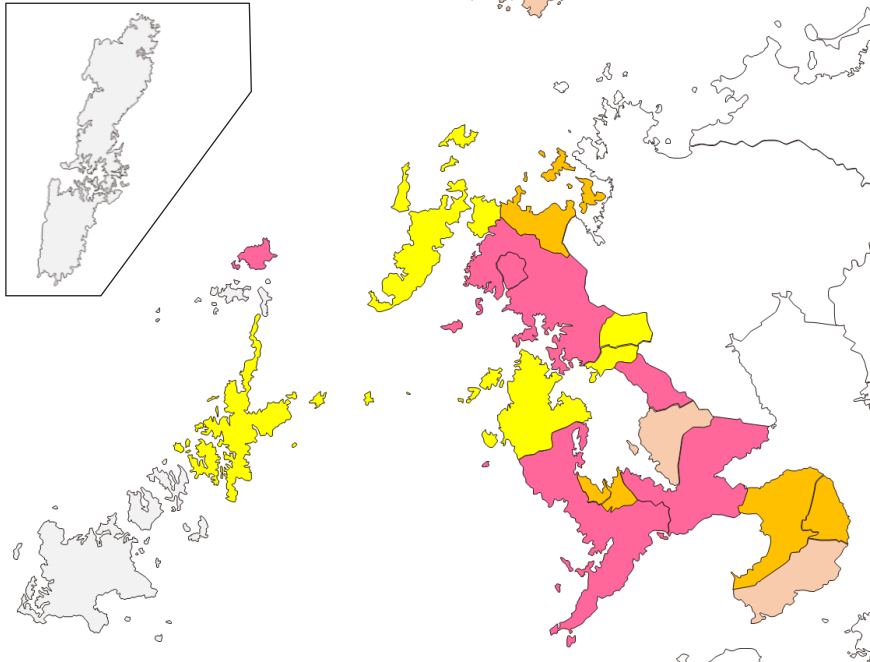
市町名	感染者数	発生割合	人口10万/週		市町名	感染者数	発生割合	人口10万/週	
			1/11~1/17	1/18~1/24				1/11~1/17	1/18~1/24
長崎市 (409,118人)	1,493人	36.0%	80.4人	264.2人	雲仙市 (41,096人)	63人	1.5%	43.8人	107.1人
佐世保市 (243,223人)	1,157人	27.9%	141.8人	323.6人	南島原市 (42,330人)	54人	1.3%	35.4人	92.1人
島原市 (43,338人)	80人	1.9%	55.4人	117.7人	長与町 (40,780人)	115人	2.8%	39.2人	220.7人
諫早市 (133,852人)	491人	11.8%	123.3人	218.2人	時津町 (29,339人)	76人	1.8%	57.9人	184.1人
大村市 (95,397人)	253人	6.1%	35.6人	222.2人	東彼杵町 (7,721人)	66人	1.6%	77.7人	764.1人
平戸市 (29,365人)	79人	1.9%	17.0人	248.6人	川棚町 (13,377人)	20人	0.5%	15.0人	127.1人
松浦市 (21,271人)	35人	0.8%	65.8人	98.7人	波佐見町 (14,291人)	38人	0.9%	21.0人	244.9人
対馬市 (28,502人)	5人	0.1%	3.5人	14.0人	小値賀町 (2,288人)	1人	0.0%	0.0人	43.7人
壱岐市 (24,948人)	35人	0.8%	36.1人	100.2人	佐々町 (13,912人)	47人	1.1%	115.0人	215.6人
五島市 (34,391人)	8人	0.2%	5.8人	14.5人	新上五島町 (17,503人)	18人	0.4%	22.9人	80.0人
西海市 (26,275人)	13人	0.3%	15.2人	34.3人	県全体 (1,312,317人)	4,147人	—	78.4人	224.3人

重点措置要請以降、県内全域で急速に拡大

レベル毎の指標	
4	74.9人～
3	36.9人～
2-II	25.8人～
2-I	14.7人～
1	7.38人～

1月17日時点

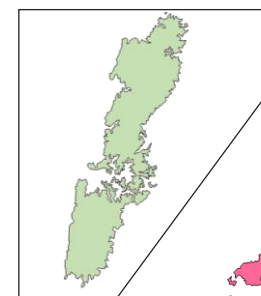
(まん延防止等重点措置要請判断時点)



市町名	10万人あたり感染者/週
長崎市	80.4
佐世保市	141.8
島原市	55.4
諫早市	123.3
大村市	35.6
平戸市	17.0
松浦市	65.8
対馬市	3.5
壱岐市	36.1
五島市	5.8
西海市	15.2

市町名	10万人あたり感染者/週
雲仙市	43.8
南島原市	35.4
長与町	39.2
時津町	57.9
東彼杵町	77.7
川棚町	15.0
波佐見町	21.0
小値賀町	0
佐々町	115.0
新上五島町	22.9
県全体	78.4

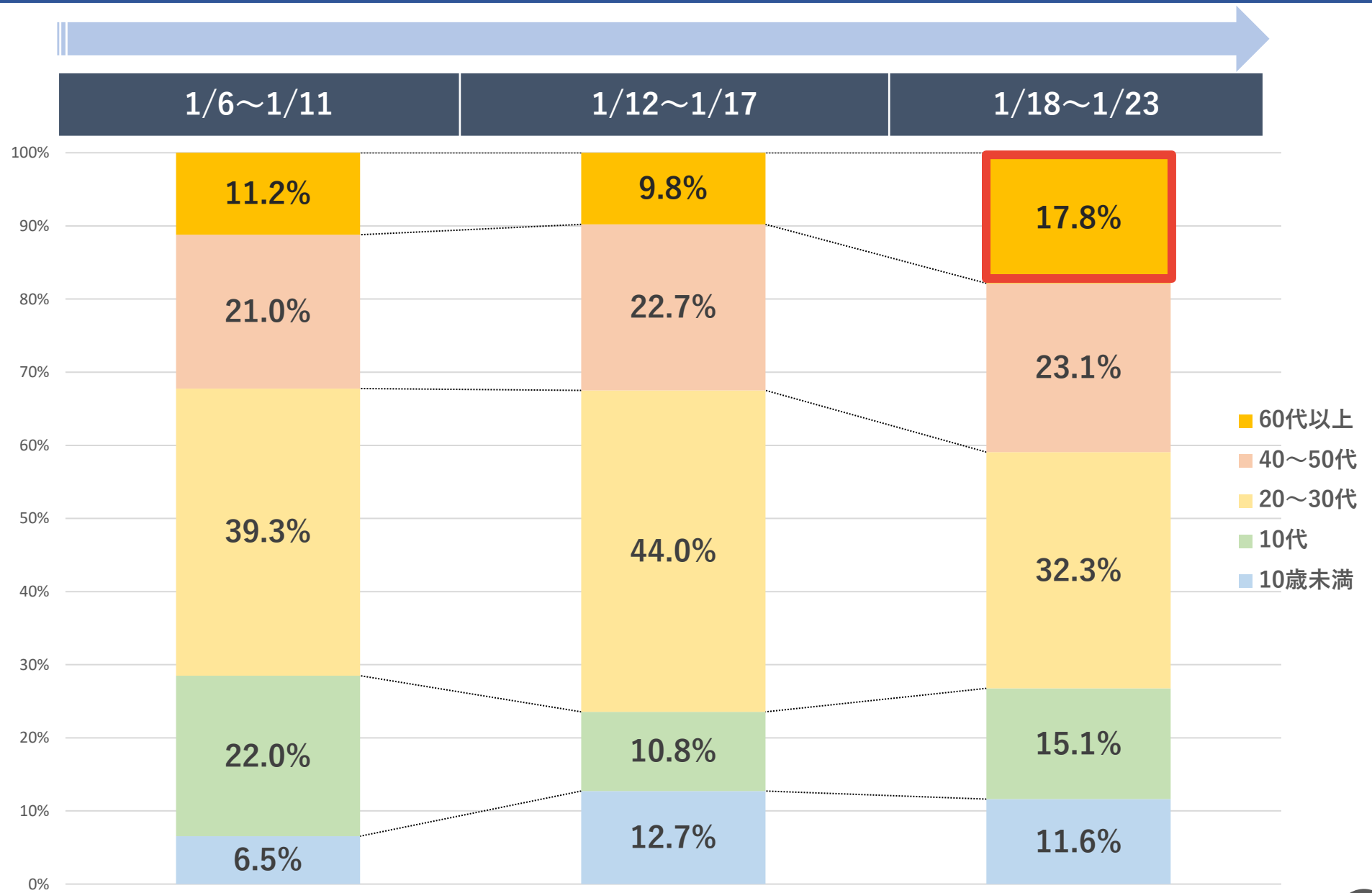
1月24日時点



市町名	10万人あたり感染者/週
長崎市	264.2
佐世保市	323.6
島原市	117.7
諫早市	218.2
大村市	222.2
平戸市	248.6
松浦市	98.7
対馬市	14.0
壱岐市	100.2
五島市	14.5
西海市	34.3

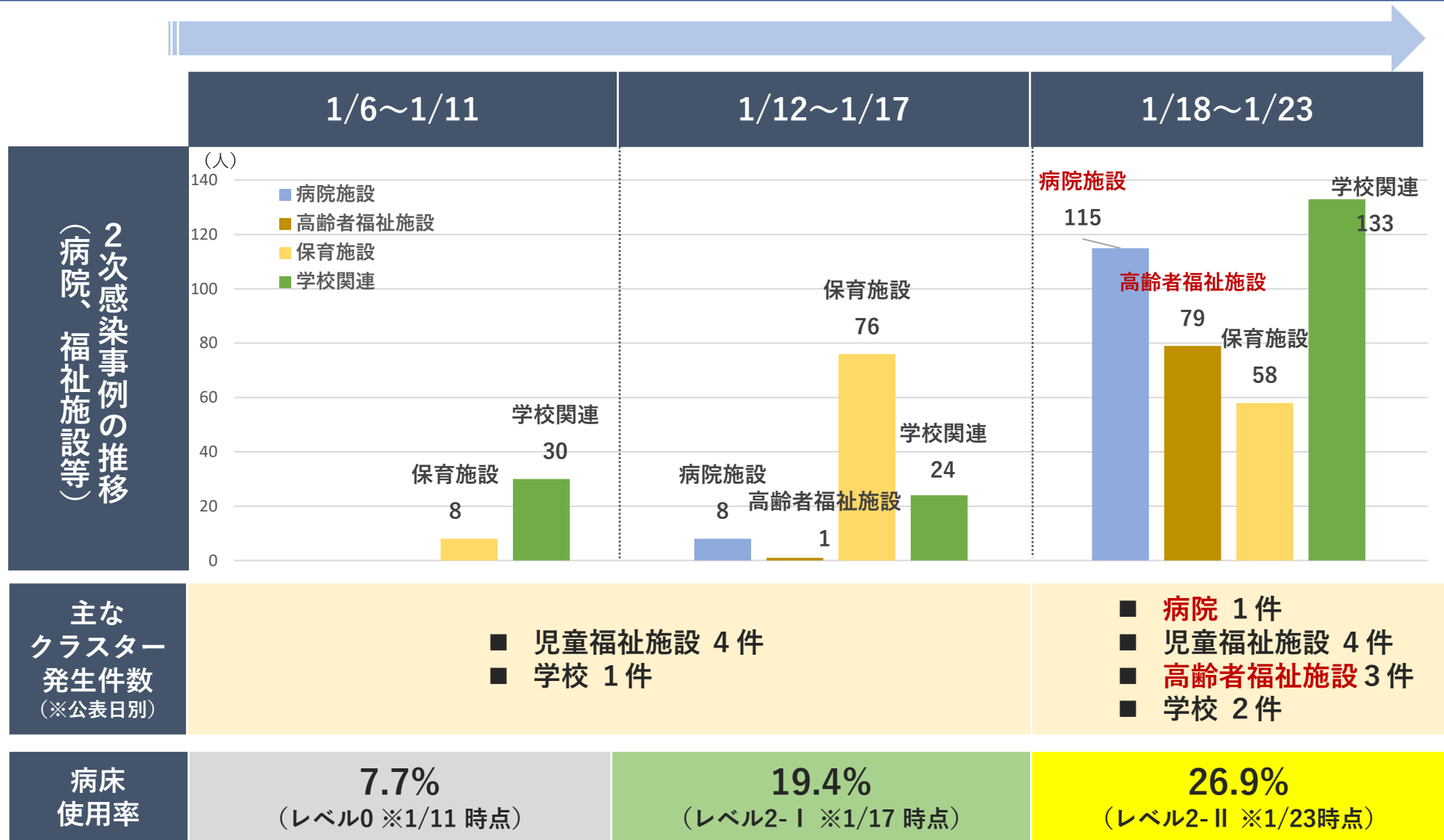
市町名	10万人あたり感染者/週
雲仙市	107.1
南島原市	92.1
長与町	220.7
時津町	184.1
東彼杵町	764.1
川棚町	127.1
波佐見町	244.9
小値賀町	43.7
佐々町	215.6
新上五島町	80.0
県全体	224.3

新規感染者における年代別の推移



若い世代から**高齢者**に徐々に感染が広がっている

感染状況の推移

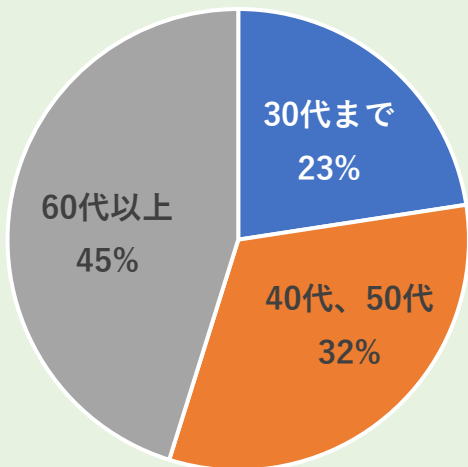


病院や福祉施設での感染事例の増加 ⇒ 病床使用率の上昇

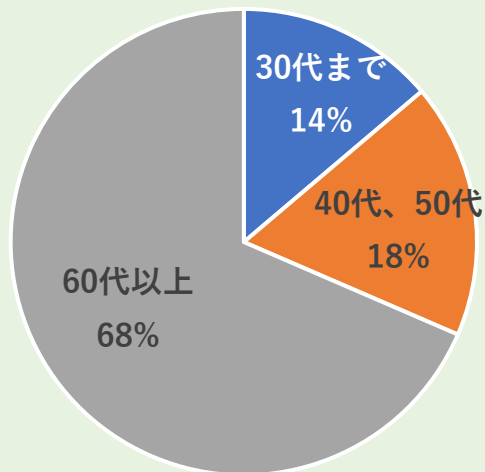
コロナ入院患者の状況

1月13日

年齢構成



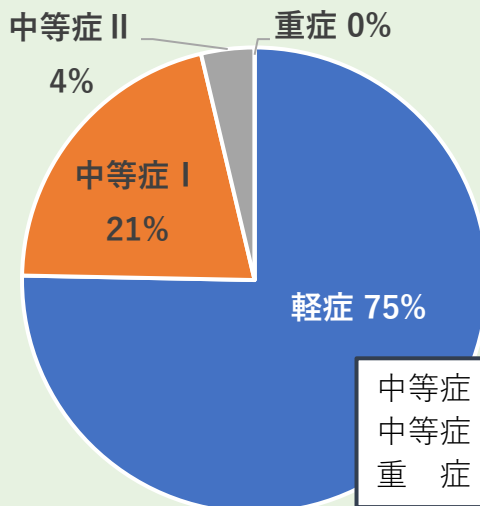
1月23日



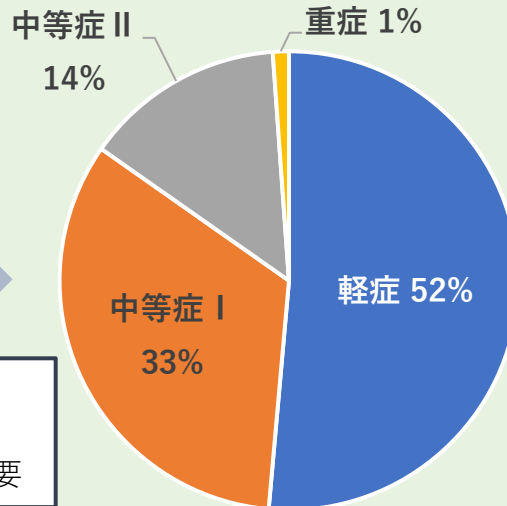
60歳以上の患者が増加

1月13日

重症度割合



1月25日



中等症以上の患者が増加

中等症 I : 肺炎所見
中等症 II : 酸素投与が必要
重症 : 人工呼吸器が必要

入院患者の高年齢化、重症化に伴い医療全体がひっ迫

まとめ

- ▶ まん延防止等重点措置の要請後も、連日400人を超える感染者が確認されており、**県内全域で急速に感染が拡大**
- ▶ 病院や高齢者福祉施設でクラスターが発生するなど、60歳以上の感染者が増加傾向にあることから、今後、**病床の更なる逼迫が懸念**される
- ▶ 医療提供体制への深刻な影響を回避するため、まん延防止等重点措置の対象区域を拡大し、**県内全域でより強い行動制限の実施が必要**

まん延防止等重点 措置区域を拡大

期間

令和4年1月21日(金)
～2月13日(日)

令和4年1月26日(水)
～2月13日(日)

※時短要請は1月28日(金)～

対象区域

長崎市、佐世保市

県内全域

1 県民の皆様への要請等

★県独自の取組

重点措置区域

特措法第31条の6第2項、第24条第9項

期間

- ① 1月21日（金）～2月13日（日）長崎市・佐世保市
- ② **1月26日（水）～2月13日（日）上記以外の市町** ※今回追加要請

外出

- **不要不急の外出を控える**★
- **午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしない**

県外往来

- 県外との不要不急の往来は控える

会食

- 感染対策が徹底されたコロナ対策認証店を利用
- **普段一緒にいる方と、4人以内かつ2時間以内**とする★
※オミクロン株の流行によりブレークスルー感染が拡大しているため、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度は適用せず、ワクチン・検査パッケージ制度登録店において利用者全員の検査陰性を確認した場合に限り人数制限を緩和（5人以上の会食可）
- 会食の際もマスクを外したままの会話は控える
- **営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控える**

基本的な 感染防止対策

- 【県内全域共通】
- 「マスクの着用」「手指消毒」「密を避ける」「定期的な換気」等の基本的な感染対策を徹底
- 家庭内においても会話時のマスク着用や換気など、できる限りの感染対策を実施
- 体調が少しでも悪いときは、外出や会食を控え、すぐに医療機関に電話で相談
- 無症状の方でも感染不安がある方は無料検査を受検

2 飲食店等への要請

重点措置区域

特措法第31条の6第1項、第24条第9項

期間

- ① 1月21日（金）～2月13日（日）長崎市・佐世保市
- ② **1月28日（金）～2月13日（日）上記以外の市町** ※今回追加要請

対象施設

- ① 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- ② 遊興施設（スナック、カラオケボックス等）・結婚式場等
⇒ ①②のうち食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている店舗

要請内容

- **営業時間を午後8時までに短縮**
（「ながさきコロナ対策認証店」についても同様）
- **終日、酒類の提供を行わないこと**（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）
（「ながさきコロナ対策認証店」についても同様）

全期間、要請内容に協力いただいた場合、協力金を支給
（申請方法など詳細は、後日県ホームページに掲載）

中小企業等

※前年度又は前々年度の売上高

1日あたりの売上高 （※）	協力金の支給額
7万5,000円以下	30,000円
7万5,000円超～ 25万円未満	1日の売上高(※)の 4割
25万円以上	100,000円

大企業

※中小企業等でもこの計算方法を選択可能

1日あたりの売上減少額の40% （上限20万円）

協力金問い合わせ先

相談窓口：095-895-2618
（受付時間：9:00～17:45 土日祝含む）

ワクチン・検査パッケージ

認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を活用した会食の人数制限緩和については、オミクロン株の流行によりブレイクスルー感染が拡大しているため適用せず、**ワクチン・検査パッケージ制度登録店において利用者全員の検査陰性を確認した場合に限り人数制限を緩和（5人以上の会食可）**

3 集客施設への要請

重点措置区域

特措法第31条の6第1項

期間
 ① 1月21日（金）～2月13日（日）長崎市・佐世保市
 ② **1月26日（水）～2月13日（日）上記以外の市町** ※今回追加要請

特措法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、**床面積1,000㎡を超える施設**

対象施設

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場など
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
ホテル等	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る）
運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など
遊技場	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど
遊興施設	カラオケボックス、個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など（生活必需物資を除く）
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など（生活必需サービスを除く）

要請内容

- 入場をする者の整理等（入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限等）
- 入場をする者に対するマスクの着用の周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
- 施設内での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の自粛

4 イベント等の取り扱い

県内全域共通

特措法第24条第9項

要請内容

○ **イベント、集会等は開催の中止・延期等を含めて慎重に検討★**

○ 開催する場合は、以下の人数を上限とし、基本的な感染防止策を徹底

※イベントには遊園地やテーマパーク等を含む

5,000人以下のイベント

5,000人超のイベント (感染防止安全計画※の作成、大声なしの担保が条件)

人数上限

大声なし

収容定員の100%

※収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

大声あり

収容定員の50%

※収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保

20,000人

or

収容定員の100%

の小さい方

※収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

基本的な感染防止策

- 適切なマスク着用
- 大声を出さない
- 手洗の徹底
- こまめな消毒
- こまめな換気
- 入退場時の密集回避
- 身体的距離の確保

1月23日（日）以降のイベントについて適用（1月22日までは周知期間）

- 1月22日までにチケットが販売されたイベントについては、1月23日以降開催されるイベントであっても、上記人数上限は適用しない。
- 1月23日以降は、上記人数上限を超えるイベントチケットの新規販売は行わないこと。
- オミクロン株の流行によりブレークスルー感染が拡大しているため、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を停止し、利用者全員の検査陰性を確認した場合に限り、5,000人超のイベントに係る人数制限を緩和（収容定員まで追加可）

※参加者5,000人超のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に、具体的な感染防止策を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県に提出すること。

※参加者5,000人以下のイベントについては、主催者がチェックリスト『イベント開催時における必要な感染防止策』によりチェックを行い、ホームページ等で公表すること。

5 その他の要請

★県独自の取組

県内全域共通

特措法第24条第9項

事業者

- 県外出張の際は、出張先での**県外の方との会食を控える**★
- 業種別ガイドラインを遵守
- 時差出勤やリモートワークの推進等による**出勤者の半減**★
- 職場における感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等、居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室等）への注意など）の徹底
- 職員の行動管理や健康管理（N-CHATの活用等）★を徹底

6 県の取り組み

★県独自の取組

県内全域共通

<p>県有施設</p>	<p>○ 開館時間の短縮や休館を実施★</p>
<p>県立学校</p>	<p>○ 県立高校・県立中学校は、原則として分散登校又は時差登校を実施。 (準備が整い次第開始し、2月13日まで) ただし、離島地域などでは、生徒数、生徒の通学時の交通手段等に応じて通常登校も可とする。</p> <p>○ 部活動は自校のみで平日2時間程度の実施(土日及び休業日は中止) 他校等との交流は禁止(全国大会等(予選を含む)への参加を除く)</p> <p>○ 感染リスクの高い行事等※については、中止や延期を検討 ※児童生徒が密集したり大声を出したりする行事や、身体接触の多い行事</p>
<p>観光 キャンペーン</p>	<p>○ 県内観光キャンペーン「ふるさとで“心呼吸”の旅」は1月24日(月)から割引を停止(割引停止に伴うキャンセル料は県が実費負担。ただし、1/31までにキャンセルした予約に限る。) 詳しくは、ながさき旅ネット で検索</p>
<p>事業者への 支援策</p>	<p>○ コロナ禍で大きな影響を受ける事業者を対象とした事業復活支援金による支援を含め、必要な対応を検討</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>事業復活支援金 売上の減少に応じて、以下を上限に給付</p> <p>▲ 50%以上 : 中小法人 250万円、個人 50万円</p> <p>▲ 30%以上 50%未満: 中小法人 150万円、個人 30万円</p> </div>

6 県の取り組み

県内全域共通

医療提供体制

【本県の医療提供体制の現状】

- 感染者の爆発的増加により、コロナ患者受入医療機関の医療従事者にも感染者（濃厚接触者）が確認されており、医療提供体制に支障が生じつつある
 - ※ 44のコロナ患者受入医療機関のうち、少なくとも現時点で20以上の医療機関において、150人以上の医療従事者が休業中
- 県精神医療センターでも院内での感染者（医療従事者及び入院患者）が判明センターへの精神科救急患者の受け入れが困難となり、県内民間精神科病院に対して救急患者の受け入れ協力について協議中

【自宅療養・宿泊施設療養体制の強化】

《自宅・宿泊療養者が安心して療養できる体制の構築》

- 全ての新規感染者に対し、陽性判明当日ないし翌日までに確実に連絡をとり、直ちに必要な支援を開始した上で、継続した健康観察を実施
 - **パルスオキシメーター（酸素飽和度測定器）の全員配布**
 - **迅速かつ確実な健康観察の継続**
- 本土地区の各医療圏域に自宅療養サポート医を配置し、本土医療圏（県南除く）で電話診療を開始

《臨時の医療施設の開設》

- 長崎地区・佐世保地区の宿泊療養施設内に、臨時の医療施設を設置
 - 開設日 **1月21日**
（宿泊療養施設内での点滴、酸素投与、経口抗ウイルス薬投与等が可能となる）

6 県の取り組み

県内全域共通

医療提供体制

《経口薬の投与体制の拡充》

- 診療・検査医療機関、薬局間の連携により、経口抗ウイルス薬を陽性反応の診断当日ないし翌日に投与可能とする体制を構築
78施設（1／7時点）⇒**381施設**（1／18時点）⇒**416施設**（1／24時点）

《保健所の体制》

- 通常業務を見直したうえで、他部局からの応援等により、適切な医療を受けられる体制を確保
 - 第1段階（通常時）**122人体制** ⇒ 第3段階（最大時）**535人体制**

ワクチン接種

《ワクチン接種の推進》

- 追加接種（3回目接種）を迅速に進めるため、国の方針に沿って、2回目接種からの接種間隔を前倒しで実施
- 県医師会の協力を得て、施設入所者・入院患者について追加接種を促進

《県における大規模接種会場の設置》

- 県による初回接種（1・2回目接種）と同様に、県の大規模接種会場を設置して追加接種の更なる加速を図る

【県の大規模接種センターの概要】

実施期間	令和4年2月5日（土）～3月27日（日）
接種会場	[長崎会場] 県庁1階エントランス [佐世保会場] レオプラザホテル佐世保
接種対象者	接種券（3回目）をお持ちの18歳以上の方

6 県の取り組み

県内全域共通

検査体制について

《検査の現状》



- 全国的に**抗原検査キット**が入荷困難
※他県では医療機関での抗原定性検査ができなくなっている
- 抗原定性検査キットで対応している医療機関が多いなか、**無料検査や濃厚接触者の検査に抗原定性検査キットが使用される**ことで、**医療機関での検査が困難**となりつつある

6 県の取り組み

県内全域共通

検査体制について

《今後の取組》

1 抗原定性検査キットの入手

- 全医薬品卸業者にあらゆるメーカー情報を提供し入手を促進
※現在、国が買取保証のうえ製造各社に増産を要請している

2 濃厚接触者の検査の継続

- 感染者の急増により、県外の一部自治体（保健所）では濃厚接触者の検査対象を縮小している状況（医療機関や高齢者施設等に特化した検査等）
- 本県においては濃厚接触者の検査はPCR検査で優先度をつけて継続

無料検査

- 無料検査場所の拡充
48箇所 ⇒ 56箇所（本土全医療圏、全離島への検査ブースを開設 等）
- 無料検査は原則予約制とします（PCR検査を優先）**
※予約なしの場合、受検できない可能性があります
- 感染に不安を感じる県民の皆様への無料検査期間を**延長**
期間：1月7日～2月28日
対象：感染不安を感じる無症状の県内在住者
※ワクチン接種の有無は問いません。
※長崎県の住民でない方は無料検査の対象外です。

検査結果が判明するまでは、極力人との接触を避けてください

検査場所の詳細はこちら
(県ホームページ)

長崎県 一般検査 検索



※受検の際は事前に検査場所にご連絡願います

県民の皆様へ

21

あなたの行動（**4つの挑戦 HOME**）が
高齢者や基礎疾患のある身近な人を守ります

1 少しでも体調が悪いときには、家を出るのを踏みとどまって
～症状がある方の外出や出勤による感染事例が
多く認められています～ （be **H**ome）

2 ご家族に会うときには、オンライン面会の活用を
～いくつもの福祉施設でクラスターが発生しています～ （**O**ne visit）

3 定期受診は間隔を調整して、かかりつけ医との電話診療の活用を
～医療従事者での感染事例も多く認め
られており、医療が逼迫してきています～ （online **M**edical care）

4 接種券が届き次第、1日でも早くワクチン接種を
～ワクチンの追加接種が
オミクロン株にも有効です～ （**E**arly vaccination）